

防府市ドメスティック・バイオレンス等の被害者保護に係る
住民基本台帳事務処理要領

平成19年10月1日制定

(目的)

第1条 この要領は、次に掲げる行為を行う者等（以下、加害者という。）が、不当な目的により住民基本台帳法（昭和42年法律第42条。以下「法」という。）に定める住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付を利用することを防止することで、各行為等の被害者の保護を図ることを目的とする。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「DV法」という。）第1条に規定する配偶者からの暴力
- (2) ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。）第2条に規定するストーカー行為等
- (3) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）第2条に規定する児童虐待

(申出者)

第2条 住民基本台帳事務における支援措置（以下「支援措置」という。）の実施を求める旨の申出の出来る者（以下「申出者」という。）は、本市に備える住民基本台帳に記録がある者又は戸籍の附票に記載されている者で、次に掲げるものとする。

- (1) DV法第1条第2項に規定する被害者で、更なる暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれのあるもの
- (2) ストーカー規制法第2条に規定するストーカー行為等の被害者で、更に反復してつきまとい等をされるおそれのあるもの
- (3) 児童虐待防止法第2条に規定する児童虐待を受けた児童である被害者であり、かつ、再び児童虐待を受けるおそれがあるものまたは監護等を受けることに支障が生じるおそれがあるもの

(4) その他、前三号に準ずると市長が認めたもの

2 前項に掲げる者のうち、15歳未満の者及び成年被後見人については、法定代理人が申し出る。

3 第1項第3号の被害者については、児童相談所長又は被害者の監護に当たる児童福祉施設の長、里親若しくはファミリーホーム事業（小規模住居型児童養育事業）を行う者を当該被害者の代理人として申し出ることができる。

4 申出者が、疾病その他やむを得ない事由により申請することが出来ないときは、任意代理人が申し出ることができる。

(申出)

第3条 申出者は、住民基本台帳事務における支援措置申出書（様式第1号。以下「申出書」という。）により市長に支援措置の実施を求める。

2 申出者は、申出者と同一の住所を有する者について、併せて支援措置の実施を求める場合は、その旨併せて申し出る。

3 申出者は、他の市町村に対して併せて支援措置の実施を求める場合は、その旨を申し出る。

4 代理人からの申出は、法定代理人の場合は、戸籍謄本等その資格を証する書類を提示し、任意代理人の場合は、指定の事実を確認するに足りる書類を提出する。

5 前条第1項第3号の被害者の代理人として、児童相談所長又は被害者の監護に当たる児童福祉施設の長、里親若しくはファミリーホーム事業（小規模住居型児童養育事業）を行う者が申し出る場合は、当該被害者の監護等をしている事実を確認するに足りる書類を提示する。

6 市長は受付の際、申出者及び代理人に対し出頭を求めるとともに、運転免許証等の写真の貼付された身分証明書の提示を求める等の方法により本人確認を行う。

(支援の必要性)

第4条 市長は、前条により申出を受け付けた場合、警察、配偶者暴

力相談支援センター、児童相談所、各種支援団体、自治体等の意見の聴取、又は裁判所の発行する保護命令決定書の写し若しくはストーカー規制法に基づく警告等実施書面等の提出を求めることにより、支援の必要性を確認しなければならない。

(確認結果の連絡)

第5条 市長は、前条により支援の必要性を確認した場合、申出者に対し、支援通知書（様式第2号）によりその結果を通知するものとする。

(他市町村長への転送)

第6条 市長は、第3条第3項により、申出者が他の市町村に対して併せて支援措置を求めた場合は、第4条に規定する方法で支援の必要性を確認し、当該申出書の写しを当該地の市町村長に転送しなければならない。

(他市町村長からの転送)

第7条 市長は、当初受付を行った他の市町村長（以下「当初受付市町村長」という。）から申出書の写しが転送された場合、当初受付市町村長が支援の必要性があると確認したことをもって、本市における支援の必要性もあると確認したものとする。

(変更申出)

第8条 申出者は、申出書提出後に住所異動を行う場合、又は申出者と同一の住所を有するもので、併せて支援措置の実施を求める者を追加する場合は、第3条に規定する申出を行う。

2 申出者は、申出書提出後に、前項で規定するもの以外で申出書の記載内容に変更が生じた場合、住民基本台帳事務における支援措置変更申出書（様式第3号。以下「変更申出書」という。）により申し出る。

3 市長は、前項により申出があった場合は、第3条第4項及び第5項の方法により申出者の本人確認等を行う。

4 市長は、第2項により変更の申出があった場合で、他の市町村に対して併せて支援措置を求めているときは、当該変更申出書の写し

を当該地の市町村長に転送する。

(支援措置の期間)

第9条 支援措置の期間は、市長が第5条の結果を通知した日から起算して一年間とする。ただし、第7条により支援の必要性を確認したときは、当初受付市町村長の扱いに準じるものとする。

(支援措置の延長)

第10条 申出者は、支援措置の期間終了の1ヶ月前から支援措置の延長を様式第1号により申し出る。

2 市長は、前項の申出があった場合は、第4条から第7条の方法により処理する。

(支援措置の終了)

第11条 市長は、次のいずれかに該当する場合は、支援措置を終了する。

(1) 支援対象者から支援解除申出書(様式第4号)により支援の終了を求める旨の申出を受けたとき。

なお、市長は、第3条第3項により他の市町村においても支援措置を行っている場合、当該地の市町村長に当該支援解除申出書の写しを送付する。

(2) 支援措置の期間を経過し、延長の申請がなされなかったとき。

(3) その他市長が支援の必要がなくなつたと認めるとき。

なお、市長は、他の市町村においても支援措置を行っている場合、当該地の市町村長へ支援の必要性がなくなつたと認めた旨通知する。

(併せて支援を行う者に対する支援措置の延長・終了)

第12条 併せて支援を行う者に対する支援措置の延長及び終了は、原則として申出者に対する扱いに準ずることとする。

(支援措置)

第13条 支援措置の内容は次のとおりとする。

(1) 住民基本台帳の一部の写しの閲覧の申出に係る支援措置

ア 加害者が判明しており、加害者から申出があった場合(閲覧者、閲覧事項取扱者の中に加害者が含まれている場合を含む。)は、法

第11条の2第1項各号に掲げる活動に該当しないとして申出を拒否する。

イ 支援対象者本人から申出があった場合は、閲覧の対象となる住民が氏名等により特定されているため、閲覧制度ではなく、住民票の写しの交付制度により対応する。

ウ その他の第三者からの申出があった場合は、加害者の第三者へのなりすましを防ぐため、第3条第5項に準じて本人確認を厳格に行う。また、加害者の依頼を受けた第三者からの申出に対し閲覧させることを防ぐため、利用目的について十分留意して厳格な審査を行う。

なお、加害者が国又は地方公共団体の機関の職員になりすまして閲覧を要求することも考えられるため、法第11条に基づく請求であっても、閲覧者については、十分留意して厳格に本人確認を行う。

エ 市長は、その判断により閲覧請求・申出において特別の請求・申出がない場合は、支援対象者を除く請求・申出であるとみなし、支援対象者に係る部分を除外又は抹消した住民基本台帳の一部の写しを閲覧に供する。

ただし、支援対象者に係る閲覧を求める特別の請求・申出の場合は、アからウまでの例により取り扱う。

(2) 住民票の写し等及び戸籍の附票の写しの交付請求に係る支援措置

ア 加害者が判明しており、加害者から請求があった場合は、不当な目的があるものとして請求を拒否する。

ただし、請求理由等を厳格に審査した結果、特別に必要であると認められた場合は、提出機関等から交付請求を受ける・加害者の了解を得て提出先機関等に交付する・支援対象者から交付請求を受ける等の方法により、加害者に直接交付せず処理する。

イ 支援対象者本人から請求があった場合、加害者の支援対象者へのなりすましを防ぐため、代理人若しくは使者又は郵送による請

求は認めない。

ただし、市長は、特別の必要があると認める場合は、あらかじめ支援対象者と代理人若しくは使者を取り決める、支援対象者に確認を取る等の措置を講じた上で、交付請求を認める。

この場合、第3条第5項に準じて本人確認を厳格に行う。

ただし、本人確認において、市長が当該措置が不要と認める者については、この限りではない。

ウ その他の第三者から請求があった場合、加害者の第三者へのなりすましを防ぐため、第3条第5項に準じて本人確認を厳格に行う。

また、加害者からの依頼を受けた第三者からの請求に対する交付を防ぐため、請求理由等についても厳格な審査を行う。

ただし、市長がこれらの措置を不要と認める者については、この限りではない。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年10月1日から施行する。